



2025年2月10日

各 位

会社名 株式会社CLホールディングス
代表者名 代表取締役社長 内川淳一郎
(東証スタンダード・コード番号 4286)
問合せ先 執行役員 経営企画・管理管轄 野田直樹
(TEL 03-6890-1881)

訴訟の判決に関するお知らせ

2021年9月29日付「当社元執行役員による不正行為および関係役員の報酬減額についてのお知らせ」にて開示しております不正行為に対する訴訟に関して、東京地方裁判所にて判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所、判決言渡日および事件番号

裁判所：東京地方裁判所民事第19部
判決言渡日：2025年1月22日
事件番号：令和3年（ワ）第33874号

2. 訴訟の提起から判決に至った経緯

当社は、2021年6月に当社元執行役員（以下、「元執行役員」といいます）およびその指揮命令下にある従業員22名が一斉退職を申し出たことを受け、速やかに特別調査委員会を設置して調査を開始いたしました。その結果、主要顧客に関する営業秘密やノウハウを利用した競業避止義務違反等の不正行為が認められたため、2021年6月29日付で元執行役員を懲戒解雇処分とするとともに、東京地方裁判所に競業行為禁止の仮処分を申し立て、2021年7月30日付で当社の主張を認める仮処分決定を得ております。

当社はその後、元執行役員、本件不正行為に関与した当社元取締役および同人が設立した競合事業を行う法人を被告として、被告らに対し、競業行為の差止めと不正行為によって生じた損害の賠償を求めて、東京地方裁判所に競業行為差止等請求訴訟（令和3年（ワ）第33874号）を提起してまいりました。

上記訴訟において、2025年1月22日、東京地方裁判所にて、被告らに対し、連帯して2900万9582円およびこれに対する遅延損害金の支払いを命じる判決が言い渡されました。当該判決は、被告らによる組織的な引き抜き行為および競業準備行為が社会的相当性を逸脱した違法な行為であると認定しており、被告らが共同不法行為（民法719条1項）および会社法350条に基づき、当該引き抜き行為により当社に生じた損害を賠償する責任を負うことを認めています。

3. 判決の内容

- (1) 本件訴えのうち、被告に対する差止請求に係る部分を却下する。
- (2) 被告らは、原告に対し、連帯して2900万9582円及び遅延損害金(年3%)の割合による金員を支払え。
- (3) 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- (4) 訴訟費用は、これを10分し、その1を被告らの負担とし、その余は原告の負担とする。
- (5) この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

4. 今後の見通し

当該判決において、被告らによる組織的な引き抜き行為および競業準備行為が社会的相当性を逸脱した違法な行為であると認定されたことは、当社の主張の正当性が認められたものと評価しております。しかしながら、損害賠償額の算定など、当社の主張が十分に認められなかった点があったことを踏まえ、当社は、2025年2月6日、東京高等裁判所に控訴を提起しております。

なお、本件が、2025年12月期の当社連結業績に与える影響は軽微と見込んでおりますが、今後、重大な影響を与えることが判明した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上